

建築基準法の改正に伴う法施行日前後における確認申請の申請・交付スケジュールについて、3月中に着工する為の目安となる申請日をご案内いたします。

【3月中に交付する建築物の本受付期限の目安】

申請区分		申請日の目安
行政照会あり		令和7年3月15日（土）
行政照会なし	法6条1項4号物件	令和7年3月22日（土）
	法6条1項1～3号物件	令和7年3月18日（火）

注意事項

- ・審査内容により3月中に交付できない場合がございます。
- ・目安となるスケジュールは審査開始時に全ての申請図書が提出されている場合に限りです。
- ・東京都や茨城県の一部の市の案件は、行政照会の回答状況により交付できない場合がございます。
- ・2025年3月31日までに確認申請交付し、2025年4月1日以降に着工する場合は、完了検査の申請を行うまでに追加審査が必要になります。
完了検査予定日間際に追加審査のご依頼を頂くとご希望の検査日に検査を行うことができない場合がございます。
- ・2025年1月以降は特に、審査・検査共に大変込み合うため、ゆとりあるご申請にご協力をお願いいたします。

【新法対応建築物の本受付開始日】

2025年4月1日（火）

- ・事前相談（事前申請）は上記日以前に申請することが可能です。

ご理解・ご協力の程、宜しくお願いいたします。